

第 2 次呉市地域福祉計画（案）について

1 策定の背景，位置付け等

(1) 策定の背景

本市では，令和 4 年 3 月に，社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」といいます。）第 1 0 7 条第 1 項の規定による「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」といいます。）として「呉市地域福祉計画」（以下「第 1 次計画」といいます。）を策定し，「誰もが，住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念として，地域共生社会の実現を目指し，地域福祉を推進してきました。

この度，第 1 次計画の計画期間が令和 8 年度で満了するため，令和 9 年度から令和 1 3 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 次呉市地域福祉計画（以下「第 2 次計画」といいます。）を策定します。

なお，第 2 次計画の策定に当たっては，本市の最上位計画である「第 5 次呉市長期総合計画」（令和 3 年 3 月策定）や，令和 7 年 3 月に策定した「呉市こども計画」，令和 8 年度に策定予定の「呉市高齢者福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画」，「第 6 次呉市障害者基本計画」などの分野ごとの個別計画，広域的な観点から地域福祉計画の実施を支援するための「第 2 期広島県地域福祉支援計画」（令和 6 年 3 月策定）など，関係のある他計画との整合を図ります。

また，第 1 次計画と同様に，成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号）第 1 4 条第 1 項に規定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画として，これらと一体的に策定します。

(2) 位置付け

地域福祉計画の策定については、平成12年に法の一部改正により地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、地域福祉計画の策定に各地方公共団体が主体的に取り組むことが定められました。

その後、平成29年6月の法の一部改正により、策定について任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

本市の地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、福祉保健部を中心とする市の関係部局はもとより、呉市社会福祉協議会をはじめとする多様な関係機関が協議の上、計画的に整備していくものです。

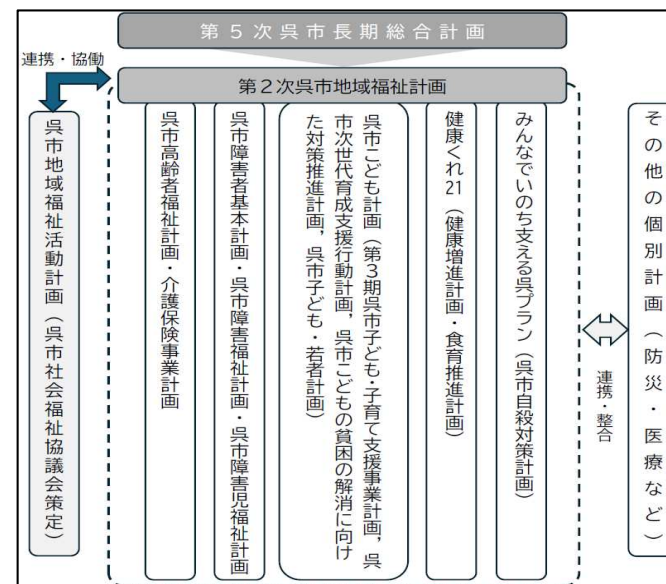
(3) 計画期間

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 地域福祉に関する様々な圏域

本市の地域福祉を推進していくためには、第2次計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取組について、住民一人ひとりの取組から隣近所や自治会での取組まで様々なレベルで、また、個々の圏域から市内全域まで様々な圏域で、重層的に進めていくことが大切です。

本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。第2次計画では、基本的な地域の圏域としては、地域包括ケアシステムの基礎となる日常生活圏域（8圏域）を中心として捉え、各個別計画における圏域（自治会・各地区社会福祉協議会28圏域、25中学校区など）での活動と連携して取組を進めます。



(5) 地域福祉を推進するための役割

地域福祉を推進するためには、本市や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

本市では、「個人」、「地域」及び「呉市」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ、それぞれが役割を持って、互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

主体	それぞれの役割
個人	地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域生活課題を「自分事」として捉え、主体的に地域との関わりを持つことが重要です。 日頃から近隣住民との挨拶や声掛け、見守り、地域行事への参加などを通じて、地域とのつながりを深め、支え合い・助け合いの関係づくりに取り組むことが求められます。 また、困りごとを抱えた際には一人で抱え込まず、相談窓口や関係機関につながることを求められます。
地域	地域には、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人住民など、多様な人々が暮らしており、誰もが地域の中で安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めることが重要です。 近年は、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化や、孤独・孤立の深刻化が進んでいることから、自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、高齢者相談室（地域包括支援センター）、福祉関係団体、NPO、ボランティア団体等が相互に連携しながら、支援を必要とする人の早期把握や見守り、地域での支え合い活動などを通じて、地域生活課題の解決に取り組むことが求められます。 また、地域の実情に応じた居場所づくりや交流活動を進め、多様な主体が参加しやすい地域福祉活動を推進していくことが求められます。
呉市	地域住民が抱える課題の複雑化・複合化に伴い、既存の制度や分野別の支援だけでは対応が困難なケースが増加しています。 このため、本市には、地域住民や関係機関、呉市社会福祉協議会、地域活動団体等と連携しながら、「重層的支援体制整備事業」を基盤とした包括的な支援体制の充実を図ることが求められます。 また、地域福祉活動やボランティア活動への支援、人材育成、情報提供、関係機関の連携強化などを通じて、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められます。

2 国及び県の動き

国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除に対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりに向けた基本方針が打ち出されました。

また、令和3年4月に施行された法の改正では、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複合的な課題の解決に向けた取組として「重層的支援体制整備事業」が創設され、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、福祉制度を活用した包括的な支援体制の構築が求められました。

令和4年3月に第1次計画を策定後、国においては、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の制定（令和6年4月1日施行）や高齢者・障害者の虐待防止に係る運営基準の改正（高齢者は令和6年4月1日、障害者は令和4年4月1日から義務化）及び児童虐待防止に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正（令和7年10月1日施行）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）の改正による「合理的配慮の提供」の義務化（令和6年4月1日施行）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等の改正による「居住支援の強化」や「子どもの貧困」への対応（「居住支援の強化」は令和7年4月1日に、「子どもの貧困」は令和6年10月1日に施行）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の改正による「ヤングケアラー」の法律上の明記（令和6年10月1日施行）など、地域共生社会の実現に向けた法改正等が行われました。

さらに、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号。令和9年4月1日施行予定）が令和8年6月25日に公布されたことに伴い、地域福祉計画に記載すべき事項として「地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項」（法第107条第1項第6号）が追加されることとなりました。

こうした国の動きを受けて、広島県では、これまでの福祉制度では対応できない複合的な課題や制度の狭間の課題に向き合いながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、「第2期広島県地域福祉支援計画」を策定し、「重層的なセーフティネットの構築」に向け、「地域共生社会に対する理解の促進」、「多様な主体による支え合いの促進」、「まるごと相談支援体制の構築」、「つなぎ・つながる機能の充実・強化」、「支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ」及び「総合的な権利擁護体制の構築」の六つの施策の柱が設定されています。

3 本市の地域福祉をめぐる現状

(1) 人口及び世帯数の推移

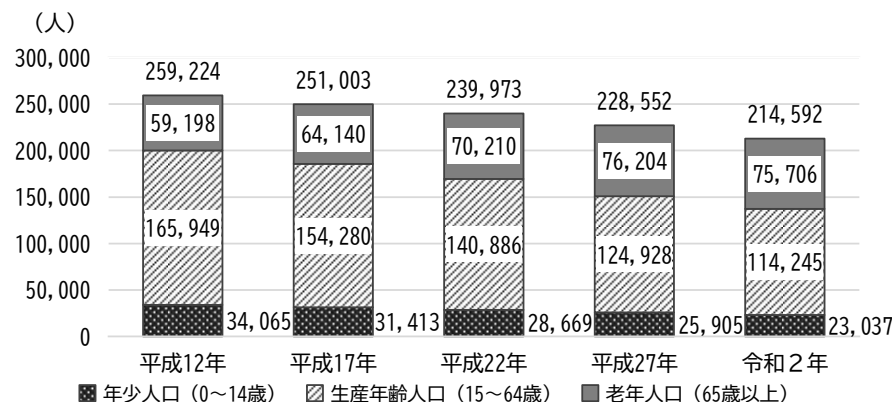
令和2年の本市の人口（214,592人）は、平成12年の本市の人口（259,224人）に比べて17.2パーセント減少しており、また、令和2年の本市の生産年齢人口（114,245人）も平成12年の本市の生産年齢人口（165,949人）に比べて31.2パーセント減少しています。

さらに、人口動態の推移をみると、出生数が死亡数を下回る「自然減」と転出が転入を上回る「社会減」が続いていることから、今後も人口減少が続くことが見込まれます。

また、少子高齢化の進行については、令和2年の本市の人口に占める年少人口の割合（10.7パーセント）は、平成12年の本市の人口に占める年少人口の割合（13.1パーセント）と比べて2.4ポイント減少した一方、令和2年の本市の人口に占める老年人口の割合（35.3パーセント）は、平成12年の本市の人口に占める老年人口の割合（22.8パーセント）と比べて12.5ポイント上昇しており、今後も少子高齢化の進行が見込まれます。

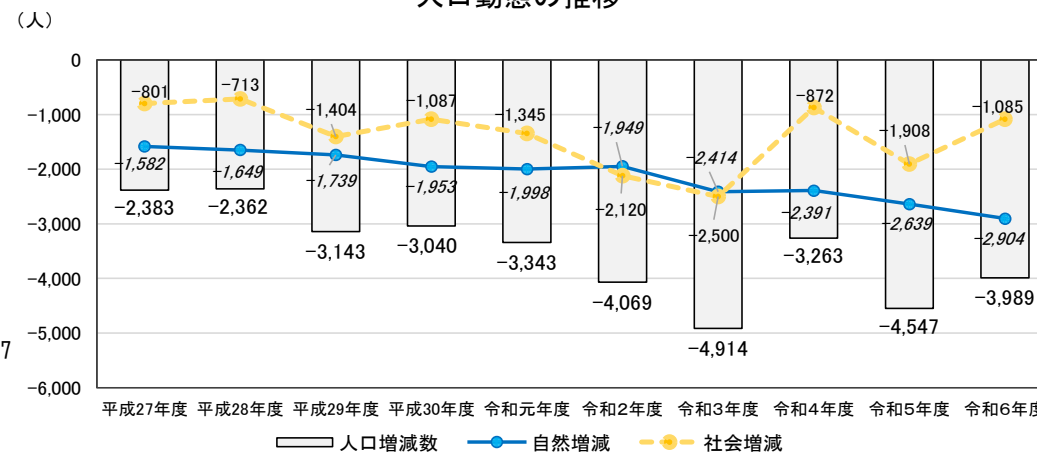
さらに、世帯数及び平均世帯人員は、減少傾向で推移しており、後述する高齢単身世帯の増加と併せると、本市では世帯の小規模化が進んでいると考えられます。

年齢3区分別人口の推移

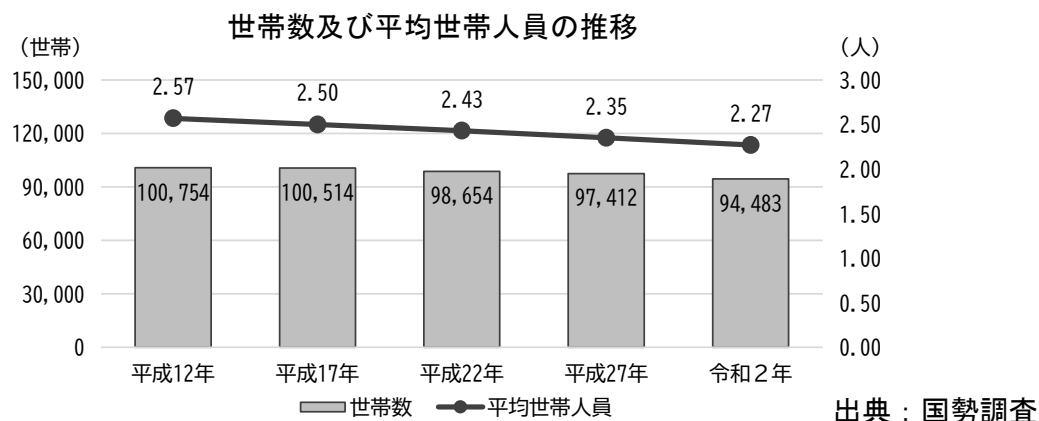


出典：国勢調査

人口動態の推移



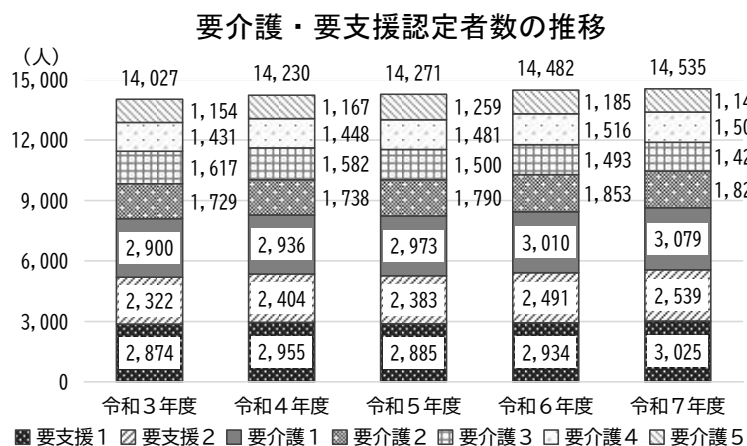
出典：呉市統計書



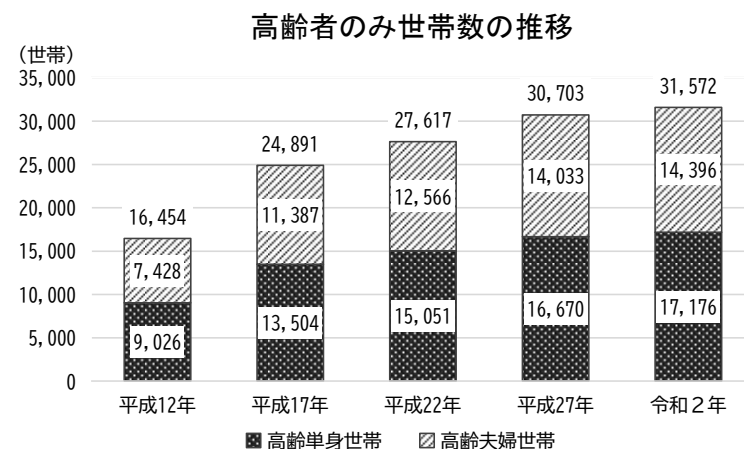
(2) 高齢者の状況

要介護・要支援認定者数の推移をみると、要支援1・2及び要介護1の認定者は増加傾向にあり、要介護2以上の認定者は横ばい又は減少傾向にあります。

また、令和2年の本市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の数（31,572世帯）は、平成12年の本市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の数（16,454世帯）と比べて1.92倍となっており、高齢者のみの世帯が占める割合が高まっています。



出典：介護保険事業状況報告（各年9月末）

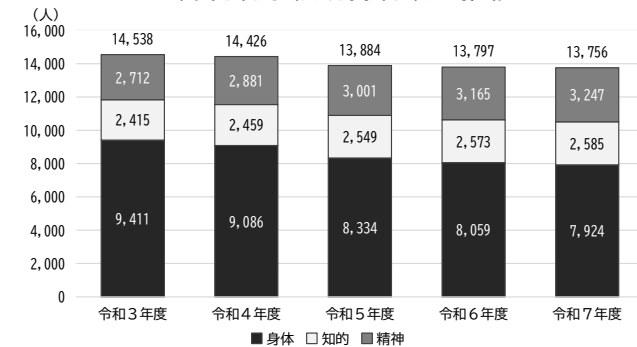


出典：国勢調査

(3) 障害者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者は減少する一方で、知的障害者及び精神障害者は増加しており、特に精神障害者の増加が顕著となっています。

障害者手帳所持者数の推移



呉市福祉保健部障害福祉課調べ

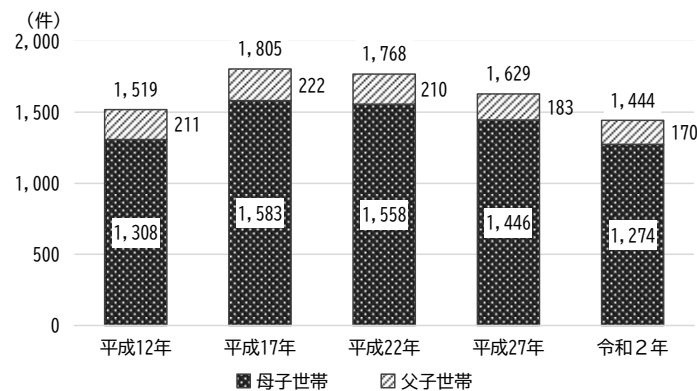
(4) ひとり親世帯、生活困窮者等の状況

ひとり親世帯数は、児童数の減少に伴い、平成17年をピークに減少傾向にあるものの、令和2年国勢調査時点において1,444世帯となっており、その大半を母子世帯が占めています。

生活困窮者自立相談支援事業の相談件数のうち、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は、令和4年度以降大きく減少し、令和6年度以降は0件で推移している一方で、通常相談の件数は増加傾向にあります。

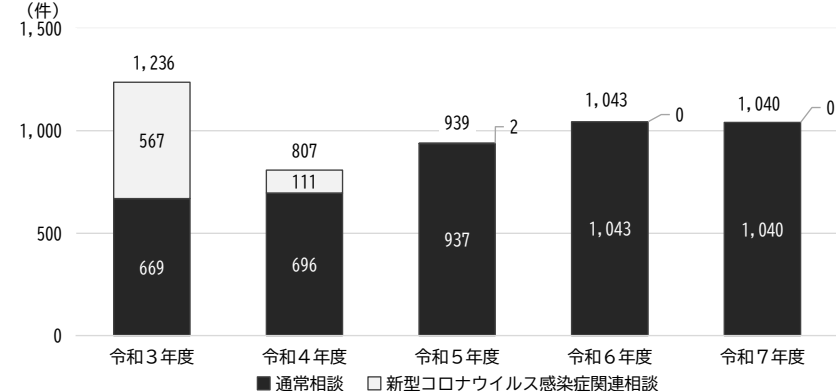
生活保護受給者数及び世帯数は、近年減少傾向にあるものの、本市の人口減少率が生活保護受給者の減少率を上回るため、保護率は微増となっています。

ひとり親世帯数の推移

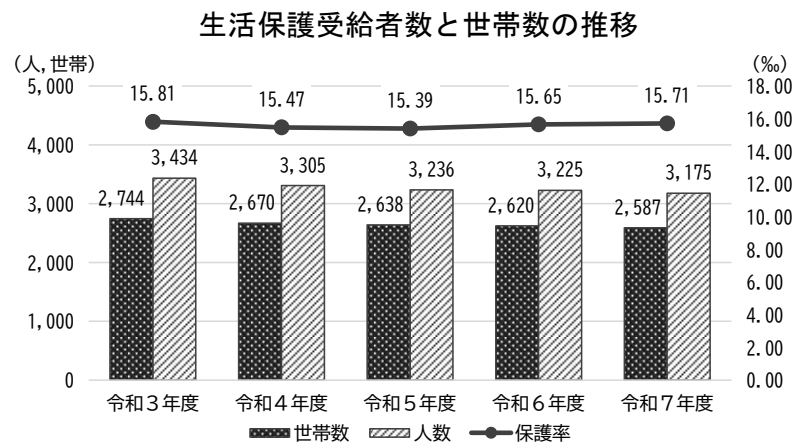


出典：国勢調査

生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移



呉市福祉保健部生活支援課調べ



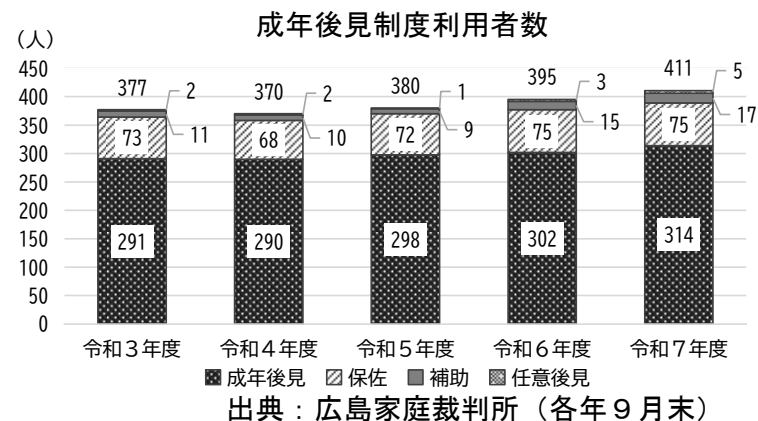
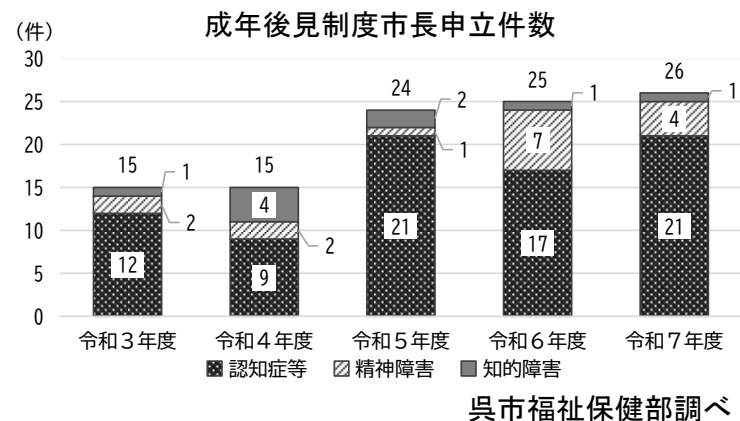
※0/00(パーミル)は千分率

出典: 呉市政概要

(5) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度に係る本市の市長申立件数は、近年増加傾向にあり、令和5年度以降は年間20件を超える水準で推移しています。その申立理由の大部分は、認知症等によるものとなっています。

また、制度の利用者数全体もおおむね増加傾向にあります。利用者の内訳をみると、「成年後見」が最多となっています。

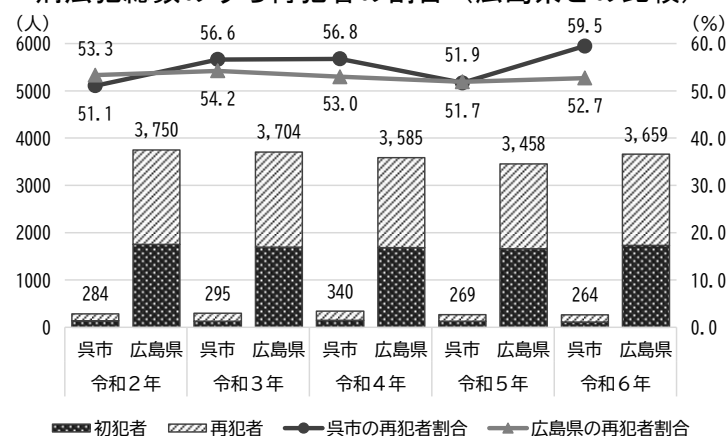


(6) 再犯者等の現状

本市における刑法犯総数に占める再犯者の割合は、5割台で推移しており、広島県全体における割合と拮抗しているものの、令和6年においては本市が59.5パーセントとなり、広島県（52.7パーセント）を上回っています。

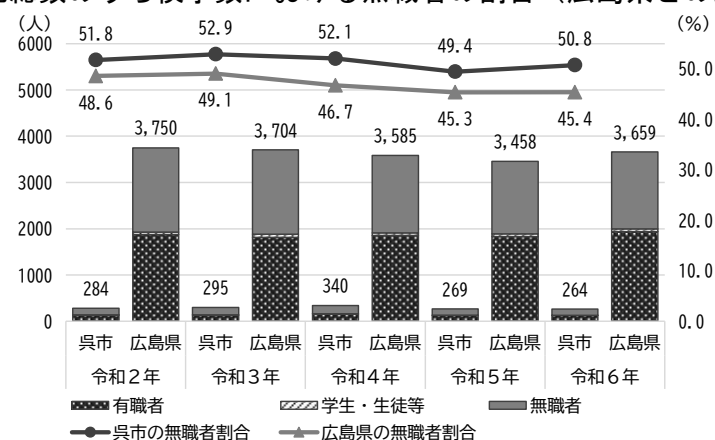
また、刑法犯総数のうち検挙数に占める無職者の割合は、約5割で推移しており、広島県と比較して高い傾向にあります。

刑法犯総数のうち再犯者の割合（広島県との比較）



法務省矯正局提供データを基に作成

刑法犯総数のうち検挙数における無職者の割合（広島県との比較）



法務省矯正局提供データを基に作成

4 個別計画アンケート及び関係団体ヒアリングから見える地域の共通課題

(1) 個別計画アンケート結果

第2次計画の策定に当たり、高齢者、障害者、こどもなどを対象に個別計画策定時に実施したアンケート調査を分析し、次の10項目の課題を整理しました。

《個別計画アンケートから見える地域福祉が抱える10の課題》

- ・ 世代を超えたつながりと孤立予防の推進
- ・ 多様性への理解不足と見えない障害への配慮の拡大
- ・ 専門人材の育成・確保とサービスの品質の向上
- ・ 情報のアクセシビリティ向上と届けやすさの確保
- ・ 気軽な居場所・交流場所の確保

- ・ 物理的バリアの解消とアクセシビリティの向上
- ・ 移動支援・交通手段の充実
- ・ 将来の安心に向けた相談と継続支援の充実
- ・ 教育・療育支援の質と量の充実
- ・ 相談支援の利用しやすさと連携体制の強化

(2) 関係団体ヒアリング結果

地域福祉に係る日々の業務や活動の中で直面している課題やニーズを把握するため、医療機関、福祉関係機関、福祉サービス事業者、自治会などの団体（31団体）に対し調査票によるヒアリング調査を実施し、21団体から回答をいただき、地域福祉が抱える共通課題として次の10項目を整理しました。

《ヒアリング結果から見える地域福祉が抱える10の共通課題》

- ・ 地域コミュニティの強化と社会的つながりの促進
- ・ 相談窓口の実効性向上と体制の充実
- ・ 情報提供・共有の充実
- ・ 連携体制の強化と役割分担の明確化
- ・ ケアラー支援の充実
- ・ 複合的課題への総合的対応の推進
- ・ 人材・担い手の確保・育成
- ・ 制度の狭間をつなぐ支援の充実
- ・ 災害時・緊急時の支援体制の強化
- ・ 住民参加と地域づくりの促進

(3) 地域の共通課題

「個別計画アンケート結果」及び「関係団体ヒアリング結果」から見える地域の共通課題を次の7項目に整理しました。

ア 地域のつながりと支え合いの促進、居場所づくり

地域コミュニティの機能が低下しており、単身・子育て世帯の孤立リスクが高まっています。また、人間関係の希薄化により住民同士の見守りや住民参加の機会が不足しているなど、地域における支え合い機能が低下しています。

気軽に過ごせ、多世代で交流できる居場所が十分でないことから、世代や属性を超えて交流できる場を確保し、地域との接点が乏しい層への継続的な支援（緩やかな見守り、伴走支援）につなげる必要があります。

イ 相談窓口の明確化と包括的な相談・支援体制の充実

「どこに相談すればよいか分からない。」といった声があり、相談窓口に辿り着きにくい状況が見受けられます。また、8050問題やダブルケアなどの複雑・複合化したケースや孤立・孤独、ひきこもり、ごみ屋敷などの制度の狭間にあるケースなど、支援につながりにくい世帯について十分に把握できていません。

高齢者、障害者、こども、生活困窮などの分野や年齢、世帯構成などの属性を問わない相談支援（断らない相談）と専門性を備えた相談体制に加え、多機関協働による支援やアウトリーチ（訪問支援）を通じた「つながり続ける支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。

ウ ケアラー支援体制の充実

ケアラーの役割は、これまで主に家族が担ってきましたが、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加などにより、家庭における個々の負担は増大し、ケアラーに過重な負担が集中しています。さらに、老老介護、老障介護などの介護の形態や、ヤングケアラー、ダブルケアラーなどのケアラーの種類も多様化・複雑化しています。

また、ケアラーは自らを「ケアラー」と認識していないことが多く、支援を求めにくい現状があることから、孤立や生活・健康への影響が深刻化しています。

こうしたことから、ケアラーに対する理解を深めるとともに、公的支援や地域の支えの強化など、多機関が連携した切れ目のない支援体制の整備が必要です。

エ 情報のアクセシビリティと情報提供・共有の充実

情報提供手段の不足により、支援を必要とする高齢者や障害者等に情報が届きにくくなり、早期発見や適切な支援につなげるまでに時間を要する場合があります。

情報提供に当たっては、分かりやすい日本語や多言語対応など情報のユニバーサルデザイン化やプッシュ型の情報提供への転

換など、デジタルデバイド（情報格差）対策が必要です。

オ 多様性への理解の深化と心のバリアフリーの促進

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、互いの多様性が認められることが求められますが、私たちは、理解不足や偏見などの思い込みからくる「目に見えない心の中の壁（心のバリア）」があることに気付いていない現状があります。

「どのようなことで困っていて、どのような手助けがあればよいのか」など、それぞれの不便さや困りごとを取り除くために何が必要なのかを考え、行動することが必要です。

カ 持続可能な福祉サービス提供体制の確保

誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動の担い手や福祉・介護人材の確保・育成をし、持続可能な福祉サービス提供体制を確保することが必要です。

キ 災害時・緊急時の支援体制と安心して暮らせる環境整備

避難行動要支援者や要配慮者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、防災情報等の伝達手段を充実させるとともに、個別避難計画を作成し、それに基づいた実効性のある訓練等を実施するなど、平時から災害時・緊急時に備えた支援体制の強化が必要です。

5 第1次計画の振り返りと第2次計画において取り組むべき課題

(1) 第1次計画の振り返り

第1次計画の進捗や達成状況を把握するため、関係部署へのヒアリング等を行い、第1次計画の基本目標ごとに、次のとおり整理しました。

ア 基本目標1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり

現状	地域住民一人ひとりが地域課題を自分事として捉え、主体的に解決に取り組もうとする意識を高めるため、高齢者や障害者に関する理解促進、認知症サポーターやゲートキーパーなどの地域を担う人材の育成を進めるとともに、ボランティア団体等の活動の支援等を行っています。
課題	高齢者や障害者に対する理解、自助・互助への意識の醸成、次代の地域活動を担う「成年期層」へのアプローチが十分ではありません。また、地域活動の世話人等の高齢化や担い手不足により、活動の担い手が限られています。認知症サポーターなどの人材が地域活動の担い手として実践の場につながる支援が必要です。

イ 基本目標 2 支え合いの地域づくり

現状	身近な地域の中での支え合いの促進のため、サロン活動の推進、通いの場の立ち上げや運営支援、障害者の社会参加の支援等を行っています。また、見守り活動等を行うボランティア活動への支援や巡回相談などを行う民生委員・児童委員への活動支援を行っています。
課題	高齢化の進行や高齢者の就労率の上昇に伴い、民生委員・児童委員などの地域活動を支える担い手の不足が深刻化しており、住民主体の「通いの場」の継続的な運営や新たな居場所の創出が困難な状況にあります。また、頼れる身寄りがいない高齢者等の増加が見込まれる中、地域による見守りや生活支援がこれまで以上に求められており、ボランティア活動や地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員等への負担の増大が懸念されます。そのため、今後は、特定の担い手に負担が集中しないよう、地域全体で支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

ウ 基本目標 3 あらゆる福祉サービスの推進

現状	地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むため、多様な主体の協力のもと、地域課題解決のための会議、各種研修会や相談会を開催しています。また、個別計画に基づき高齢者、障害者支援、子育て支援、健康づくりに係る福祉サービスを提供するとともに、安全・安心な地域づくりのため、防犯・防災対策に係る取組を行っています。
課題	高齢者、障害者、こどもなど、個別計画の施策に基づき多様化・複雑化するニーズに対応した相談支援体制の充実が必要です。また、安全・安心な地域づくりのため、防災情報伝達アプリの普及や個別避難計画の実効性を高める避難訓練の実施などの取組が必要です。

エ 基本目標 4 包括的な支援体制の整備

現状	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、分野の枠組みを超えた包括的な相談支援体制の構築に取り組んでいます。社会的孤立を防止するため、専門の支援員によるアウトリーチ（訪問支援）を通じた継続的支援や、多機関協働による重層的支援会議の実施、子ども食堂や高齢者の通いの場などの地域における居場所づくりなどを進めています。
課題	社会的に孤立し自ら支援を求めることが難しい潜在的な対象者の把握や、訪問時における対象者との関係性構築の難しさが課題です。また、ひきこもりや8050問題など複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある課題に対応するための包括的な相談支援体制の充実や専門の人材確保が必要です。

オ 成年後見制度の利用促進

現状	認知症高齢者や障害者等の尊厳のある暮らしを維持するため、呉市社会福祉協議会が運営主体の「呉市権利擁護センター」を中核機関とし、令和2年4月に設立した権利擁護支援のためのネットワークを通じて、広報や講演会等による普及啓発をはじめ、日常的な相談対応や申立ての利用手続の支援、後見候補者を推薦する受任者調整等の支援などを進めています。
課題	市民の成年後見制度や相談窓口の認識は低い状況にあるため、継続的に普及啓発が必要です。 また、今後、高齢化の進行に伴う制度利用の需要増加を見据え、専門職後見の拡充、適切な配置、後見人支援の推進、及び後見支援員の養成が必要です。

カ 再犯防止の推進

現状	犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、呉地区保護司会等の関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」などの啓発活動に努めるとともに、福祉の窓口での相談を通じた就労支援やセーフティネット住宅登録制度を活用した居住支援を進めています。 また、令和7年1月に不動産関係団体、居住支援法人、地方公共団体等から成る「呉市居住支援協議会」を設立し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対する住宅情報の提供等の支援を進めています。
課題	本市の再犯者率が広島県全体における割合を上回る状況が続いており、引き続き呉地区保護司会等の関係機関と連携し、社会を明るくする運動など啓発活動を通じた理解促進や社会復帰に向けた就労支援などの継続的な支援が必要です。 また、「呉市居住支援協議会」による住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸側の双方に対する住宅情報の提供や賃貸側の不安解消に向けた支援等の充実が必要です。

(2) 第2次計画において取り組むべき課題

地域の課題と第1次計画の振返りを踏まえ、第2次計画において取り組むべき課題として次の8項目を整理しました。

ア 福祉・介護人材の確保・育成と持続可能な基盤づくり

誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動の担い手や福祉・介護人材の確保・育成をし、持続可能な福祉サービス提供体制を確保することが必要です。

イ 住民主体の地域づくり

地域コミュニティの機能が低下しており、単身・子育て世帯の孤立リスクが高まっています。また、人間関係の希薄化により住民同士の見守りや住民参加の機会が不足しているなど、地域における支え合い機能が低下しています。

気軽に過ごせ、多世代で交流できる居場所が十分でないことから、世代や属性を超えて交流できる場を確保し、地域との接点が乏しい層への継続的な支援（緩やかな見守り、伴走支援）につなげることが必要です。

ウ 相談窓口の明確化と包括的支援体制の充実

「どこに相談すればよいか分からない。」といった声があり、相談窓口に辿り着きにくい状況が見受けられます。また、8050問題やダブルケアなどの複雑・複合化したケースや孤立・孤独、ひきこもり、ごみ屋敷などの制度の狭間にあるケースなど、支援につながりにくい世帯について十分に把握できていません。

高齢者、障害者、こども、生活困窮などの分野や年齢、世帯構成などの属性を問わない相談支援（断らない相談）と専門性を備えた相談体制に加え、多機関協働による支援やアウトリーチ（訪問支援）を通じた「つながり続ける支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。

エ ケアラー支援体制の充実

ケアラーの役割は、これまで主に家族が担ってきましたが、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加などにより、家庭における個々の負担は増大し、ケアラーに過重な負担が集中しています。さらに、老老介護、老障介護などの介護の形態や、ヤングケアラー、ダブルケアラーなどのケアラーの種類も多様化・複雑化しています。

また、ケアラーは自らを「ケアラー」と認識していないことが多く、支援を求めにくい現状があることから、孤立や生活・健康への影響が深刻化しています。

こうしたことから、ケアラーに対する理解を深めるとともに、公的支援や地域の支えの強化など、多機関が連携した切れ目のない支援体制の整備が必要です。

オ 災害時・緊急時の支援体制と安心して暮らせる環境整備

避難行動要支援者や要配慮者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、防災情報等の伝達手段を充実させるとともに、個別避難計画を作成し、それに基づいた実効性のある訓練等を実施するなど、平時から災害時・緊急時に備えた支援体制の強化が必要です。

カ 権利擁護・成年後見制度の利用促進と再犯防止・居住支援

呉市高齢者福祉計画・第10期呉市介護保険事業計画策定時に実施したアンケート調査では、成年後見制度利用支援事業を「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた認知度は32.2パーセントにとどまっており、継続的な普及啓発が必要です。

また、犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、呉地区保護司会等の関係機関と連携した社会を明るくする運動などの啓発活動や社会復帰に向けた就労支援などを進めるとともに、「呉市居住支援協議会」による住宅情報の提供や賃貸側の不安解消に向けた支援等の充実が必要です。

キ 分かりやすい情報発信と心のバリアフリーの促進

情報提供手段の不足により、支援を必要とする高齢者や障害者等に情報が届きにくくなり、早期発見や適切な支援につなげるまでに時間を要する場合があります。

情報提供に当たっては、分かりやすい日本語や多言語対応など情報のユニバーサルデザイン化やプッシュ型の情報提供への転換など、デジタルデバイド（情報格差）対策が必要です。

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、互いの多様性が認められることが求められますが、私たちは、理解不足や偏見などの思い込みからくる「目に見えない心の中の壁（心のバリア）」があることに気付いていない現状があります。

「どのようなことで困っていて、どのような手助けがあればよいのか」など、それぞれの不便さや困りごとを取り除くために何が必要なのかを考え、行動することが必要です。

ク 成果指標の設定とPDCAサイクルに基づく推進体制の確立

事業の形骸化を防ぎ、施策の実効性を担保するため、効果測定に適した指標を設定し、PDCAサイクルに基づく継続的な推進と改善を図ることが必要です。

6 第2次計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域福祉においては、地域に暮らす様々な人が地域の中で自分らしく生きることが大切です。

高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、第2次計画では次の基本理念を定めます。

なお、基本理念を定めるに当たっては、第1次計画と同様に、本市の最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」の目指すべき姿（福祉保健分野）を継承しています。

その上で、複雑・複合化した課題への対応を見据え、本市を生活の拠点とする全ての住民を対象とする趣旨をより明確にするため、「住み慣れた地域」という従来の表現を「日常暮らす地域」へと改め、次のとおり設定します。

誰もが、日常暮らす地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、「市民一人ひとりが地域共生社会の考え方を理解し、個人（世帯）の課題を地域の課題として捉え、支援を必要とする人に手を差し伸べられる地域づくり」を目指して、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進

地域共生社会の実現に向けては、市民一人ひとりが互いを理解し、支え合う意識を育むとともに、その意識を実際の地域活動や社会参加につなげていくことが重要です。

このため、意識醸成や人材の育成・確保、多世代の交流の場づくりと社会参加の促進を一体的に進め、誰もが役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標2 地域福祉を支える体制の充実

8050問題やダブルケアなど複雑・複合化する課題に対応するため、高齢者、障害者、子どもなどの各分野の相談支援体制を組み込み、包括的支援体制の充実を図ります。

関係機関との連携のもと、「高齢者」、「障害者」及び「妊産婦と子ども」に加えて、新たに「ケアラー支援」、「生活困窮者への支援」及び「孤独・孤立対策」を追加し、複雑・複合化する課題に対して分野横断的な支援を推進します。

基本目標 3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）

全ての人の尊厳が守られ、日常暮らす地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備を図るため、権利擁護施策や再犯防止、安全・安心な地域づくりの取組を相互に連携させながら総合的に推進します。

具体的には、成年後見制度の利用促進に、新たに高齢者、障害者、こどもの「虐待防止に関する取組の支援」を加え、権利擁護の観点から一体的に整理するとともに、社会復帰に向けた継続的な支援を行う「再犯防止の推進」を併せて位置付けます。

さらに、災害時等に誰もが安心して避難できるよう、個別避難計画の作成や地域ぐるみでの見守りなど、平時からの「安全・安心に暮らす体制づくり」を推進します。

基本目標 4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）

地域福祉を持続的に推進するため、地域での助け合い・支え合いの中核となる民生委員・児童委員や、福祉・介護人材などの「担い手」の確保・育成を推進します。

情報発信や周知啓発を通じて地域福祉への関心を高め、専門職の資質向上やキャリアアップを支援するとともに、多様な主体がそれぞれの専門性や希望に応じて参画できる環境を整備します。これにより、地域全体で福祉の基盤を支え合う意識の醸成を図り、持続可能な地域福祉の基盤づくりを推進します。

基本目標 5 心のバリアフリーの促進

市民一人ひとりが互いの違いを理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

このため、多文化交流の場づくりや教育・啓発活動を通じて他者への思いやりの心を醸成し、多様性を認め合うソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の取組を推進します。

さらに、「呉市情報コミュニケーション条例」（令和4年呉市条例第19号。令和4年6月30日施行）や「障害者差別解消法」の改正を踏まえ、必要な人に必要な情報が行き届く情報アクセシビリティの向上と合理的配慮の提供を推進します。

7 施策の展開（主な取組）

第2次計画では、五つの基本目標の達成に向けて、次の主な取組を推進します。

(1) 基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進

ア 高齢者や障害者など多様な人々への理解を深めるための啓発活動や出前授業を実施します。

イ 健康寿命の延伸に向けた介護予防教室の推進や、「ふれあい・いきいきサロン」などの住民主体の居場所づくりの支援を行います。

(2) 基本目標2 地域福祉を支える体制の充実

ア 相談内容が複雑・複合化する課題に対し、「重層的支援体制整備事業」を基盤とした福祉・医療・介護・教育などの分野を越えた包括的な相談支援体制の充実に図ります。

イ 新たに「ケアラー支援の推進」、「生活困窮者への支援」及び「孤独・孤立対策の推進」を位置付け、潜在的なニーズを抱える人への訪問支援などのつながり続ける支援を推進します。

(3) 基本目標3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）

ア 高齢者・障害者・こどもの虐待防止に向けた早期発見及び早期対応の体制強化や、呉市権利擁護センターを中核とした成年後見制度の利用促進を図ります。

イ 呉市再犯防止推進計画に基づき、就労支援や住居確保などの社会復帰に向けた継続的な支援を推進します。

ウ 災害時に備え、福祉専門職等と連携した「個別避難計画」の作成と、地域住民を巻き込んだ実効性のある避難訓練を実施します。

(4) 基本目標4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）

ア 地域福祉の中核となる民生委員・児童委員の新たな担い手の確保に向けた支援を行います。

イ 「くれ福祉人材バンク」を活用した就労支援や、介護の周辺業務を担う「介護助手（ケアパートナー）」の導入促進など、福祉・介護人材の担い手の育成・確保を図ります。

(5) 基本目標5 心のバリアフリーの促進

ア 「心のバリアフリーハンドブック」の活用や多様性教育を通じ、誰もが互いを尊重し合えるインクルーシブ社会（社会的包摂）を推進します。

イ 情報格差（デジタルデバイド）に配慮しつつ、くれっこアプリ等を活用した分かりやすい情報発信と、多文化共生を推進します。

8 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

第2次計画は、市の関係部局と様々な機関が互いに連携を図りながら、幅広く意見や助言を募ります。

また、定期的に計画の進捗状況の確認・共有や検討を行うとともに、住民主体の地域づくりを支えます。

(2) PDCAサイクルに基づく計画推進

呉市保健福祉審議会等において、関係機関や地域の団体とも連携しながらPDCAサイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。

(3) 数値目標・成果指標の設定

第2次計画に掲げた施策の実効性を担保するため、各取組内容から効果測定に適した指標を抽出し、設定しています。

各基本目標における具体的な事業進捗を測る「数値目標」を主軸としつつ、住民の意識や行動の変化を捉える「成果指標」も取り入れています。特に、基本目標5「心のバリアフリーの促進」については、3年ごとに実施される「呉市障害福祉に関するアンケート調査」の設問も「成果指標」として活用し、現状値との比較からその成果を測るものとします。

※現状値は、原則として令和7年度の数値を掲載しています。ただし、令和7年度の数値が把握できない指標については、直近で把握可能な最新年度の数値を掲載し、年度を明記しています。

ア 基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進

指標名	現状値	目標値	担当課
障害者週間記念行事への参加者数	340人	400人	障害福祉課
住民が主体的に運営する運動を中心とした通いの場として、月2回以上開催する箇所数と参加人数	144か所 2,299人	160か所 2,400人	高齢者支援課



指標名	現状値	目標値	担当課
がん検診受診率 (胃がん, 肺がん, 大腸がん, 乳がん, 子宮頸がん)	胃がん 3. 0 % 肺がん 3. 1 % 大腸がん 3. 7 % 乳がん 1 2. 3 % 子宮頸がん 2 1. 7 % (R 6 年度)	胃がん 6 0 % 肺がん 6 0 % 大腸がん 6 0 % 乳がん 6 0 % 子宮頸がん 6 0 %	福祉保健課

イ 基本目標 2 地域福祉を支える体制の充実

指標名	現状値	目標値	担当課
呉市つながりプラットフォームの参画団体数	2 7 団体	5 5 団体	重層的支援推進室
自らが選んだ地域において, 安心して自分らしい生活を実現するために, 障害福祉施設から, 元の住まいやグループホーム等に生活の拠点を移した人数	4 人	5 人	障害福祉課
自立相談支援による就労者数 (累計)	2 1 5 人	3 6 7 人	生活支援課
ヤングケアラー認知度 (子供の生活に関する実態調査)	小学 5 年生 4. 5 % 中学 2 年生 1 4. 1 % (R 5 年度)	小学 5 年生 5 0 % 中学 2 年生 5 0 % (R 1 0 年度末)	こども家庭相談課

ウ 基本目標 3 尊厳を守り, 安心して暮らせる環境整備 (権利擁護・安全・防災)

指標名	現状値	目標値	担当課
防災情報伝達アプリのダウンロード率 (人口比)	1. 5 %	4 0 %	危機管理課
個別避難計画作成率	9 2. 5 %	1 0 0 %	危機管理課 高齢者支援課 障害福祉課
地域の防災訓練における個別避難計画の訓練実施率	0 %	5 7. 1 %	危機管理課

エ 基本目標 4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）

指標名	現状値	目標値	担当課
民生委員・児童委員の充足率	93.4%	100%	福祉保健課
介護職員初任者研修修了者の就職率	70.8%	100%	福祉保健課
オレンジサポーター数（受講者累計）	431人	670人	高齢者支援課

オ 基本目標 5 心のバリアフリーの促進

指標名	現状値	目標値	担当課
「心のバリアフリーハンドブック」を活用する小学校や地域での出前講座の回数	3件	10件	障害福祉課
障害があることを理由に差別された経験がある人の割合（呉市障害福祉に関するアンケート調査）	25.2% (R5年度)	0%	障害福祉課

9 今後のスケジュール

9月中旬	呉市ホームページ及び市政だより10月号で意見募集の告知
9月中旬	意見募集の開始
10月中旬	意見募集の締切
12月中下旬	呉市保健福祉審議会への意見募集結果の報告 呉市保健福祉審議会における計画案の審議・答申
2月上旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の行政報告
3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表